◆規則

鳥取県稅条例施行規則

目

솟

金曜日発行 (但休日に当るときは翌日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

◆鳥取県規則第二十七号

鳥取県稅条例施行規則

第一条 県税事務所長 (以下「所長」という。 各号に定める帳簿を備えなければならない。 (賦課徴收に関する帳簿)

は次の

県稅台帳 県稅徴收簿 県稅徵收合計簿 調定りん議簿 第二号樣式 第三号様式 第四号樣式

第一号樣式

応じ補助簿を設けることができる。 前項各号の帳簿は便宜により数冊に分け又は必要に

第二条 所長は、その区域内の県税で、 (課税地移転に伴う引継) 鳥取県 稅条例

鳥取県税条例施行規則をここに公布する。

規

則

昭和二十九年六月二十五日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

なければならない。

例」という。)第八条の規定による課税地が他の管轄 (昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号。以下「条

区域に転じたときは、 関係帳票を関係所長に引き継が

項の引継を受けた所長は、

引継を •

した所長に引

き

交付しなければならない。

の交付を申請したときは、

第六号様式による証明書を

(昭和二十六

項

むを得ない事由に因るものであることを証する証

明

書

(証明書の交付)

受けた旨を通知しなければならない

を受けたときは、直ちにその事実を調査して、

意見を

2

第 37 号

 $\mathbf{2}$

所長は、

十号)第九十七条の二第一項の規定によつて自動車の

所有者が現に当該自動車に係る自動車税を滯納してい

又はその滯納していることが天災その他

(号外) 第 37 号

第二 第四条 3 (過料を科したときの報告) 明書を交付しなければならない。 証明書の交付を申請したときは、 通商産業省令第二号)第四条の二叉は第二十条第四 の他やむを得ない事由によるものであることを証する いないこと、又は鉱区税を滯納していることが天災そ の規定によつて当該試掘鉱区に係る鉱区税を滯納して 所長は、試掘権者が鉱業法施行規則 所長は、条例第二十二条、第五十九条、

第七号様式による証

(異議申立の進達)

ればならない。 を科したときは、 五条、

第百十五条及び第百二十三条の規定により過料

第六十

直ちにその事実を知事に報告しなけ

第五条 所長は、 条例第二十八条の規定による異議申立

第三条 きは、 条第三項の規定による許可の更新を求める場合におい 俗営業取締法(昭和二十三年法律第百二十二号) るものであることを証する証明書の交付を申請したと れていること並びに天災その他やむを得ない事由に因 分の執行の停止若しくは滯納処分の執行の猶予が行わ 滯納に係る娛樂施設利用稅について徵收猶予、滯納処 娛樂施設利用稅を納入し若しくは納付したこと、 所長は、 第五号様式による証明書を交付しなければなら 道路選送車輛法(昭和二十六年法律第百八 条例第七十七条の施設の経営者等 が風

第六条 2 調定額、 附して知事に進達しなければならない 事項を記載しなければならない。 (個人の県民税に係る徴收整理簿の備付) 市町村は第八号様式による徴收整理簿を備え、 徴收済額及び県金庫への払込額その他必要な

(号外)

県 公 報

鳥取

令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第八条の規定 ならない。 によるあん分率によつてあん分した額によらなけれ 前項の規定による徴收済額の記載は、 地方稅法施行 ば

(県民税の所得割の課税総額の通知書)

金曜日

課稅総額の通知は第九号様式の通知書による。 条例第三十二条の規定による県民稅の所得割 0

(徴收取扱費の算定に関する報告)

昭和29年6月25日

条例第三十八条の規定によつて市町村長がする

報告は第十号様式の報告書による

第九条 以下 「法」という。) 第七十三条の二十一第三項の規 地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号。 第十一号様式の通

知書による。 第六十六条の規定による固定資産課税台帳に登

定による不動産の価格等の通知は、

錄された不動産の価格等の通知は、 知書による。

第十二号様式の通

(娛樂施設利用稅及び遊興飲食稅の特別徵収義務者の

指定及び登録手続)

第十一条 きは、 条第二項の規定によつて特別徴收義務者を指定したと り通知しなければならない。 第十三号様式による特別徴収義務者指定書によ 所長は、条例第八十一条第二項又は第九十七

Ø は条例 第八十一条 第一項若し くは第九十七条 第一 規定の特別徴收義務者の登錄申請書を受理したとき 所長は、前項の規定による指定通知を発したとき又 第十四号様式による娛樂施設利用税特別徴收義者 項

第十二条 (娛樂施設利用稅及び遊興飲食稅の納稅者台帳) 登錄簿及び遊興飲食稅特別徵収義務者登錄簿を備 これを整理しなければならない。

(娛樂施設利用稅に係る等級央定の通知) 税者台帳を備え、 式による娛樂施設利用稅納稅者台帳及び遊興飲食稅納 項の規定による申告書を受理したときは、第十五号様 所長は、条例第八十三条及び第九十三条第四 これを整理しなければならない

2

第十三条 等級を決定したときは、第十六号様式による等級決定 所長は、 条例第七十九条第四項の規定によ

b

第十四条 よらない利用券用紙叉は利用券引換券用紙の発行狀况 又は利用券引換券用紙の受払及び県が作成する用紙に を明らかにするために、 (特別徴收に係る諸用紙の受払等に関する手続) 通知書により通知しなければならない。 所長は、 県が作成する用紙による利用券用紙 第十七号様式による利用券用

紙及び利用券引換券用紙受払簿、

第十八号様式に

2

検印押なつ簿を備え、 第十九号様式による利用券用紙及び利用券引換券用 らない。 入申告書の提出のあつた都度これを整理しなければな 利用券用紙及び利用券引換券用紙使用狀況簿。 出納若しくは検印押なつ又は納 並び 紙 ĸ

紙受払簿を及び県が作成する用紙によらない遊興飲食 様式による遊興飲食税検印押なつ簿を備えこれを整理 税の領收証の承認狀况を明らかにするため第二十一号 しなければならない。 にするため、 所長は、 遊興飲食稅領收証用紙の交付狀况を明ら 第二十号様式による遊興飲食稅領收証用

(条例第百一条の規定による申告に伴う手続)

第十五条 所長は、 知をするときは、 しなければならない。 第二十二号様式による認定書を交付 条例第百一条第二項の規定による通

その場所に該当しない 所長は、 条例第百一条第二項の認定をしたとき及び こととなつたときは、 遊興飲食

税特別徴收義務者登錄簿にその旨を記載しなければ

第十六条 (利用券用紙交付申請等の書類) 娛樂施設利用税に係る利用券用紙等の交付及

び返納に関する書類の様式は、 次の各号に定めるとこ

ろによる。 利用券 (利用劵引換劵) 用紙交付申請書

_ 利用券 (利用券引換券) 用紙返納書 第二十三号樣式

特別利用券 (特別利用祭引換券) 発行承認申請書 第二十四号樣式

Ξ

第二十五号樣式

(遊興飲食税の領收証に関する特別承認の申請)

の領收証に関する特例承認の申請は、 条例第百二条第二項の規定による遊興飲食税 第二十六号様式

の申請書による。

(徴収金叉は納人金を郵便振替貯金の方法で払い込む

場合の手続)

な

第十八条 払い込まなければならない。 振替貯金の方法によつて払い込む場合は、 むべき県稅事務所所在地の県金庫又は支金庫の口座に 条例第九条第二項の規定により徴收金を郵便 その払い込

(同族会社等に対する徴收金の納付又は納入通知書の

交付)

第十九条 による納付又は納入通知書を交付しなけれ するときは、その納期限前十日までに第二十七号様式 び担保物の処分費を保証人に納付又は納入させようと とき又は法第十六条の四第二項の規定により徴收金及 り同族会社等に徴收金を納付又は納入させようとする 所長は、条例第十条叉は第十一条の規定によ は なら

(徴收猶予に伴う手続)

第二十条 十七条第一項叉は法第七十三条の二十五第 所長は、 条例第十三条第一項又は第二項、 項の 規定 第

收猶予通知書を、 により徴收猶予をし

条例第十五条第一項、第十七条第二

たときは第二十八号様式による徴

(号外) 第 37 号 6

書をそれぞれ当該納稅者又は特別徵收義務者に交付 をしたときは第二十九号様式による徴收猶予取消通知 項又は第六十八条第二項の規定により徴收猶予の取消

2 ばならない。 式による徴收猶予整理簿により、 なければならない。 所長は、前項の処分を決定したときは、第三十号様 これを整理しなけれ

(納期限延長に関する手続)

第二十一条 所長は、条例第二十三条の規定による納期 限延長の申請を受理したときは、 (滯納整理票の調製) を決定し、これを本人に通知しなければならない すみやかにその認否

入しない者があるときは、 整理票を調製しなければならない。 所長は、 納期限までに徴收金を納付又は納 第三十一号様式による滯納

(現金領收の手続)

第二十三条 出納員をいう。 ならない。 きは第三十二号様式による領収証書を交付しなければ 関係吏員 以下同じ。 (徴税吏員である出納員及び分任 は、 徴收金を領收したと

(滯納整理上の手続)

第二十四条 所長は、 滯納整理票を交付しなければならない。 **うとするときは、** その吏員に第二十二条の規定による 関係吏員をして滯納整理をさせよ

を記入し、第三トミチャン・整理票のうち未納に係るものについては、そのて、整理票のうち未納に係るものについては、そのて、 を記入し、 滯納整理をした関係吏員は前項の交付を受け 第三十三号様式による復命書を添え出納員 か、滯末 納

(現金の領收並びに払込手続)

を経て所長にこれを返還しなければならない

第二十五条 証書用紙及び徴收現金引継簿に綴り番号及び引渡枚数 するときは、 所長は、 出納員をして第三十四号様式による領收 関係吏員に現金を領收させようと

10

を記載 Ļ 領收証書用紙を交付させ なけれ

> ば な 6 な

Ξ

債權及び所有權以外の財產権差押通知書

2 き継がなければならない。 書及びてん末を記入した滯納整理票を添え出納員に引 び徴收現金引継簿に使用枚数及び現金引継 額を 記 載関係吏員が現金を領收したときは、領収証書用紙及 第三十五号様式による延滯金及び延滯加算金計算

3 号)第三十九条の規定による納付書により現金を県金 取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九デ長樹式による現金払込りん議簿にこれを記載し、鳥 庫に払い込まなければならない 六号様式による現金払込り、 出納員は、前項の現金引継を受けたときは、第三十 ん議簿にこれを記載し、

金曜日

鳥取県

公 報

(号外)

(滯納処分のための書類の様式)

第二十六条 類の様式は次の各号に定めるところによる。 県税徴收のための滯納処分執行に関する書

昭和29年6月25日

差押調書

債権差押通知書

7

第三十七号樣式 第三十八号樣式

五 四

公売公告

第四十号樣式

第三十九号樣式

滯納処分結了後滯納者に交付す る計算書

第四十一号樣式

(差押物件の取扱)

第二十七条 きる。 ない。 した動産及び有価証券を直ちに引きあげなければなら 但し、 財産の差押をした関係吏員は、 滯納者又は第三者に保管させることが その差押を で

2 前項但書の規定による場合は、第四十二号様式によ る封印をちよう付し、 ことを明白に表示しなければならない。 とのできない物件には、適當の方法で差押物件で 又はその封印をちよう付するこ ある

(滯納処分執行停止に伴う手続)

第二十八条 年法律第二十一号)第十二条第二項の規定による通知 法において援用する国税徴收法 (明治三十

きは、第四十五号様式による滯納処分執行停止整理簿 四十四号様式の通知書による。 所長は、 滯納処分の執行停止又はその取消をしたと

は第四十三号様式、同条第四項の規定による通知は第

いて、

これを除去し、

差し押えた物件はこれ

を返

還 n

封印又は表示をしたもの

K

0

条第二項の規定により、

2 によりこれを整理しなければならない。

(滯納処分執行猶予に伴う手続)

第二十九条 る。 二第二項の規定よる通知は第四十六号様式、 項の規定による通知は第四十七号様式の通 知書 によ 法において援用する国稅徴收法第十二条の 同条第三

 $\mathbf{2}$ により、 きは、 所長は 第四十八号様式による滯納処分執行猶予整理簿 これを整理しなければならない。 滯納処分の執行猶予又はその取消をしたと

(財産差押後納付又は納入があつたときの取扱)

第三十条 差押した後、 除しなければならない。 所長は、 その徴收金を完納したときは、 この場合において、 第二十七

2

11

17

y

(加入保証金叉は契約保証金の決定)

ばならない

し、差押通知書を発したものには解除を通知しなけ

第三十一条 これを定める。但し、所長においてその必要を認めな 産見積価格の百分の五以上の額とし、 入保証金又は契約保証金は、 差押をした財産の入札又は競売に対する 買受希望人各自の公売財 所長がその都度 加

(徴收の引継手続)

とれを徴しないことができる。

第三十二条 継書をもつて関係所長に徴收の引継をしなければなら 区域にあるときは、 所長は、 第四十九号様式による県税徴收引 差押をなすべき財産が、 他の管轄

額を調定し、 前項の引継を受けた所長は、二十日以内に当該滯納 及び引受通知をしなければならない。

3 当該滯納額を減額しなければならない。 第一項の引継をした所長は、 前項の引受通知により

(徴収の嘱託)

第三十三条 府県知事又はその委任を受けた吏員に対してこれをし 五十号様式による徴收嘱託書によりその所在地の都道 なければならない 外にあるためその徴收の嘱託をしようとするときは第 所長は、滯納者の住所、居所又は財産が県

2 整理しなければならない。 第五十一号様式による県税徴收嘱託簿を備え、 所長は、前項の規定により徴收の囑託をしたときは これを

(徴收の受託)

金曜日

第三十四条 所長は、 他の都道府県知事又はその委任を

昭和29年6月25日

(過誤納金整理簿)

ばならない。 様式による徴收受託簿に記載し、 受けた更員から徴收の嘱託を受けたときは第五十二号 これを整理しなけれ

五

第三十五条 (犯則取締に関する書類の様式) 理簿を備え、 所長は、第五十三号様式による過誤納金整 これを整理しなければならない。

第三十六条 号に定めるところによる。 る場合における犯則事件に関する書類の様式は次の各 締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定を準用す 七十四条及び第二百五条の規定によつて、国税犯則取 第七十三条の四十一、第百七条、 法第七十一条の三、第七十二条の七十三、 第百三十九条、 第百

犯則事件調査でん末書

差押 (領置) 日錄

Ξ

差押又は領置物件の封印紙

保管証

犯則事件引継書 犯則事件報告書

第五十八号樣式

第五十七号様式 第五十六号樣式 第五十五号様式 第五十四号様式

通知書

七

通知書

第六十号樣 第五十九号樣式

第六十一号樣式 式

ŧ١

 $r_{i,\lambda}$

Same	15	眧	和29	年6月	∄25日	ŝ	曜日	息	,取	県	公 報	(岩	外)	第 37 号
	ľ				<u> </u>			1	T	1		7		atr I
											納税 義 発生年月		黑	第一号蒙式
											義務		稅	吳
											車輛番号		———	
	-			-										
											定置			
	-										盡			海
											種り	-		帮
	-										別用			마
											徐	-		歳
											暫 横	1	缺税	É
											情載量又は 乗車定 員	2	吳 教業 機勝	動
						•					燃料		1	曲
											燃料の種類	名叉	住所又は居所	幣
											軸距	氏名叉は名称	t 居所	
	ŀ											-		康)
											納稅 義			
	-										後日			
											施			
											烟			
	I				·								'	

昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号 14

年月日 年 月 日	盤	年月	海溪	自編編	洞	1	Ħ		回版	- 1		ļ I			Д			Ŋ I		年度	崇	類合	
月日 年 月 日	盤	HH		田		1		淈	颜	12	7	34										-1 □▷	
日年月日	盤	П	中								기쁘	鑫		洄	酱	١. ا	洄	懿	1		X	御	
年月日				1		1盤		B		月日	\$	盤	月日	B	額	ЯH	B	総	田田		\$	1	•
П —		Trt	- 1	升			Ĥ			角											₩4		
<u> </u>		교-		- E									年し			角			角	整認	所配		
Ī							Щ			H		'	H			田			Œ	嶅	大 学 2	344	———
- 1		Ш	$\frac{1}{1}$	Ш		<u> </u>	-	_	!; 	ш	+	_	ш		- 1	Ш	-	_	Ш	<u> </u>	1年94		
A		角		併		-#	H		-	併			Ħ			册			併	無 素 素 素 素 素 素 素 素 素 素 素 素 素 素 素 素 素 素 素	mir	旦	H
		표 -	1	田	+	_ \	ц	$\frac{1}{1}$	- :	H	+		H	-	-	国	-		E	税額を利用	毌		
п		ш		ш		п	1			ш			ш			Ш			ш		叶		
Ħ		AT.		爭		-fi	7			1			年			印			Œ.	誤鯨	额		
п –				- J	1															虎額			
17															-						申告		
		1	1		i	111	-	1	11	TI	+	1	Щ	+	- :	Щ	1					•	
H	-	A		甲		H	ī		-	Ħ		-	角		-	IH		ŀ	H	粉軟			
п —		ш -	\dagger	田	Ť	_ 1	1 -	1	- 2	щ.	1	- 2	111	-	- 2	щ	1	-		抵	是		
	· I	ц	-	ш	1	ш	1		ļ	щ		1	П	1	I	ц	1	_	_	1	 		
Ĥ	-	用		併		由			4	Ħ		-	H		-	Ĥ			A	旗 課 所	浬		
ш —	- 2	ш -	$\frac{1}{1}$	H	$\frac{1}{1}$	_ =		-	_	щ	_	_ \	ш-	4	- 2	ш	1	-		1			
п	I			ш		ш			ı	п		1			ı				17	ı	品		
Ĥ	1			併		中	[H	Ħ		-	Ħ		-	Ħ		-	H		K		
a				月日		- 1	11		- 1				- 1		- 1	-1		- 1		金貨	中告		
H	- 1	- 1		年		1 - 1	. 11			- 1		- 1	- 1		1	Ħ		Ì	FF	加	過少		
4	ł			П		- 1	1			- 1		- 1			- 1	- 1		- 1		金賞	神告		
H	- 1	- 1		年		- 1	11		- 1			- 1	- 1		١.	- 1		-	H	岸	HA A		
"				Ш		- 1	1		- 1			- 1	- 1			1				ト	加		
																T				相当	r R		
	H I O H I O H I THILL HILL HILL		年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年日日日日日日		年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年			1 年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年	4 月 日 年 月 日 日 日 日		4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月 1 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月 1 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月 1 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月 1 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月 1 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月 1 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月 1 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月	4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月		4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日	4 月 日 年 月 日 日 日 日	4月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月	1 年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年	4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月日 年月 4 月 日 年 月 日 年 月 日 年月日 年月日 年月日 年月	4 月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月	1 年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年	額 課務 稅 額 期季金 加算金 加算金 加算金 如算金 如算金 算 金 日 年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年	告 修正申告 是認 更正決定 不申告 通少申告 重 加 額 課稅稅稅稅額 課稅稅稅稅額 額 期稅稅稅稅額 額 如算金 年月日 年月日<	告 修正申告 是認 夏正、決定 不申告 過少申告 重 九 網標報 稅 網標準額 稅 網 期算金 如算金 算 全 日 年月 日 年月 日 年月 日 年月 日 年月 年月 <t< td=""></t<>

7.

F.

*

17	昭和29年6月25日	金曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)	第 37 号
----	------------	-----	---	---	---	---	---	------	--------

17 昭和29	年6月25日	金曜日	鳥	取	県 公	報(/号外)	第 37 号
								· ·
企							展	第二号様式
							展成	界
税目z 记込納ス							深河	
節節で、河系ス							主査	
光 各税目の節句に口座を設け、 申込納入に係るものについて							数税令書 番 号	
誤し、そうで							書棚、	
月計、							朝(月)別	舟
累計を開めった者							納期限	5,
考 各税目の節毎に口座を設け、月計、異計を附すること 申込納人に係るものについて払込のあつた都度調定すると							撊定月日	2.
20 CP							PH.	푫
Ur							定額	
							課稅地	簿
							人員	
							縒	
	,							
							殿	

.

15

1

19 昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第 37 号 第四号様式 番号 龠 題題 热 批 3. 2. 1. 納期限 延 新期限 ての様式は普通徴收に係る税目について用いること。 自動車税については、稿要欄に納免完納証票交付月日 鉱区税は期別欄を省略すること。 金額 .) 担 位 日 Ì 金額月日 延滯金 鐭 安田 極 発付用用 知 籬 雅 記 記 記 *** 直 直 争 延滯加算金 鐭 繈 及び交付番号を記入す 約 月 日 校。 納住 発 氏 者名 91 α 쓢 \sim 蝌

鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号 18 昭和29年6月25日 金曜日 第三号様式 闰 Щ 龠 旌 淅 囦 淵 定 各税の節毎に 繏 納期限ま 灬 座を設け、 ď 稅 納期限後 鐭 盤 田 校 严 累計を附す 所員徵收額 = 籬 Š 3 获 \mathcal{L} 声 盜 * 校 \succ 緻 批

21	昭和29年6月25日	金曜日	息	取	県	公	報	(号外)	第 37 号

٠			食	過少
			会资	過少申告加算金
			付年月日	FIV
	ย้		AIIR	 上
			食 熱	告加算
			4月日	静
			会額	画
			治 額	加算
			付年月日	₩
				各種
			整	加 算 会
			を指載 現場 現場 実金頭	海
				94
			艦	
			烟	

昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第 37 号 20

第四号様式	兼式			県税徴收簿	資	(}	去人のり	長税	(法人の県民税事業税徴收簿)	次次	())				
			由生私質	申告納付 期 阪		出	4	新	静		督促状、	同手数料		延帶加算	川算金
中	然 姓 始	毕 伊	1 21 21 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	同延長期限		ğ			Ħ		松牛田口		- 1		
H	住所氏名	終のアヨ	更正決定 たよる 不足税額	更正决定 通知月日 同納期限	烙	證	幣 年月日	金額	部 年月日	番	指定期限	手数炎	密 中 日 日	食額	慈見
		.													
-											,				
Version			where										Management		

23 昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号

_						
			1 1 1			***
				年月日	叛	延滯加算金
				Ħ		
				\$	1	過少
				金額	鐭	過少申告加算金
				年月日	豆	₩
				H E	- 1	大田
	T T	<u> </u> 				申告
				證	黉	告加算:
				年月日	岗	₩
				Ħ	>	
				22	話	
				会	鐭	油
				年月日	豆	ト
				角		力容
	•			指定年月期限	然所	が、一種に対して、
				年月日	9 受	後か
					施	
					烟	

鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号 22

·				米	. 第四号樣式
			特 別 徴 収 義 務者 住所氏名 又は名称	登録番号 経営等の場所	詩様式
			の期日	発営等	
			更正決定 たよる 不足税額	申告税額	県杨
			更正决定 通知月日 同納期限	世	県税徴收簿
			充額	盛	(娛樂施設利用晚臨時分)
			落 年月日		受利用
			金額	延 帶] 恍臨時
			海 年 月 日	A	分)
			番号	聲	
	· ·		発口 指期付日 出頭	促狀	
			 手数数	· 出	
		erene en erene de la la diseite en proprie de la companya de la companya de la companya de la companya de la c	· 通知 · 以 · 年月日	数	

ĺ

	. *							00	100	
25	• • • •	金曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)	第 37	是
1								LA.		٦

						会額	- 1	過少	
			,			金額	變	少申告加	
						年月日	以	加算金	
ý					~	会選		平	
						金額	黉	告加算	
				:		年月日	农	全	
						会		圃	
	:					金額	鐭	加算	
						年月日	垃	会	
						存	dki I	加算	
						指定期限年月	発付月日	加算金に対する 督促状同手数料	
		 		····	,	年月日	鍛页	必数	
	·						艦		
							畑		

第四号様式 月分 更正決定に よる不足 税 額 申告税額 殺 総 発 商号 兛 **県税**劉收簿 盤 篼 納入(付) 年 月 日 (遊與飲食稅徵收簿) 脸 額 約入(付) 年月日 円、名名と 督促狀同手 発月指期 付日 完跟 語 語 号番 **半数**类 数 椞 年月日 籞 Ø ト 延帯加算金 繈 年月日 後因

27	昭和29年6月25日	金曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)	第 37	昘

第六号模式	
第	号
	自動車税の納税に関する証明書
車輛番号	
所有者又	住所又は居所
は使用者	氏名又は名称
滯納の有無	(納期限昭和 年 月 日までに係る分)
滯納の	
事 由	
上記	のとおり証明する
昭	和 年 月 日
edy in the second of the secon	県税事務所長 氏 名
la habitation de la constanta della constanta de la constanta de la constanta de la constanta	

第 号	
経営者 氏名又は名称 種類 類 所在地 名称	
氏名叉は名称 種類 所在地 名称	
施 設 所 在 地 名 称	
名称	
滑納の	
滯納の	
(申告納付期限昭和 年 月 日までに係る分	分)
滯納	
の事由	
上記のとおり証明する。	
昭和 年 月 日	
県税事務所長 氏 名 	j

29	昭和294	年6月25日	金曜日	鳥	取	県	公 幸	设 (号外)	第 37 号
									Я Н	第八号様式
									事	
									項	
								王	調定額	個
								迅	収入済額	個人の県
								H	県金庫へ 払 込 額	民 税 衡
							•	H	払込未済額 不納欠損額	火 整 理 簿
								丑	不納欠損額	
									摘	
									烟	

論 光 2: 3:			<u></u>	帶納の事由	湿板		双は	面	種	飯区所在地	は鉱業代理人	鉱業権者又		発行 第	形しの深く
本部は他人で食種別欄には試掘滞約の事由欄に目標に明記を明視には	-	昭和	上記のとおり		100			Section	4		、民名又は名称	性所又は居所		中	
年 一 父 に 藤 名 名 成 成 及 及 及 及 及 及 及 の み ひ た ら っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ		年月	証明しま										選 区		
渡してはならない。 は試拥権の採拥権への転願のいずれかを明記す 滯約が天災その他やむを得ない事由によるもの			o .		E	ا خ =	<u> </u>		1-10				乾 袝 木	Î	
で。 目権への転原)他やむを得	県税事務所長		THE PROPERTY OF THE PROPERTY O				税額		登錄番号			and an analysis of the state of	枕 証 明	u H	TANDAL OF THE PARTY OF THE PART
頭のいずれ	所長		7		昭和	昭和	昭和	昭和	// // // // // // // // // // // // //				明 書		
かを明記すること。たよるものである場	央				年度分	年度分	年度分	年度分	試 拥権登錄第						
易合に限つてその	名面	•			田 (田(H (円 (未 約) (新付済)	如					A LEASEN L'HOUT TOUTTERE La LERY D.	The state of the s

												Ū
31	昭和29	年6月28	日 金	曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)	第 3	7 号
第十	号様式											
	鳥取県外	事 氏		名 殿		昭和	1 市町村	年長	.	月	日 名 節	
				,		***************************************	村	. J.C.				
	昭和 前 後	年度期分	県民	発徵收	て取む	及費	i: E	関す	る著	告書		
		筸	完	Ø	其	7	沊					

区 分 本 | 令第八条 | 徴収取扱費 | 摘 算定の区分 年度別 現年度 枚 円 円 一号|徴税令書 過年度 枚 法 特別徴收に 係る納税義 務者にする 通知 第 現年度 該当 枚 四 + 過年度 枚 円 円 七 条 現年度 第 県金庫への 円 過年度 項 円 該当 払込金額 Ø 滞納繰越 規 円 定 還付した過 誤納金額 滞納繰越 該当 円 現年度 る 四号 同上に対す 円 区 る還付加算 過年度 分 円 該当 金額 滯納繰越 円 五号 | 納期前納付 | に対する報 | 該当 | 奨金額 現年度 円 計 合

第	: 号						,		
, 免	9								
		•	市町村	憂 殿	ı	昭和	年	月	日
			県稅	事務	所長	氏		名	印
	県民	民稅所得	割の	課稅	総署	頁配賦	通知書	÷ '	
年 度	配	県税条 第一項 規定に	及び第	多二項	[O		Ħ	千 百	+ 1
昭和 年度	賦	県税条 第三項 減配額	の規定	ミナー	·条 : る				
税 目 ・	額	配賦		定	額				
	通りも	三十三条2 代定したの							
*									
					•				
								-	

ĝ	第	号 固 <i>发</i>	定資產	課利	计台帳	に登録	象さ	れた		
		不	動産の	価権	各等の	通知	<u></u>			
取	得 者	住所又的	は居所							
AX.	H 4	氏名又に	は名称							
1127 6	所有 者	住所又に	は居所		•					
III (71 19 19	氏名叉は	は名称							
取1	得年月!	日及びその	の事由	14444-014-014-014-014-014-014-014-014-01				,		_
不	動産	の所	在地	_				,		
地			番							
土	地		目							
	地		積						<u> </u>	
地	固定資金の									·
	区分	種類及	び構造							
建	_		階							
	=		階							
	=		階					,		
物		計								
	固定資銀され	産課税台 た価格	帳に登							
掃	萄		要							
	地方税法	 法第七十三	条の二	r=2	及び鳥取	県税条	例第:	六十六	条の規定は	こより
	上記のと	とおり通知	Iします。)						e
	目	税事	務所	長	昭和殿	年		月	H	
	州	位 事	155 FT	汉	丛文	市町村	長	氏	名	印

昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号 32

第十一号	様式							
第	号							
	不算	動產	の価格	各の岩	央定通外	部書		
Take the	住所又は	居所						
取得者	氏名又は	名称						
不動產	崔の所在	E 地		al Salaman adulum adulum Alle (1997)				
家屋の種	重類及び	毒 造						
		階			_			
床面積		階						
7,1000	=	階						
	計							
取 得	年 月	日	昭	和	年	月	Ħ	
决	色 価	格						
決 定	年 月	日	昭	和	年	月	H	
摘		要					,	
地方稅	法第七十二	三条の	二十一第	第二項	の規定に。	より上記	のとおり	
決定し	たので、「	司条第	三項の別	見定に	より通知し	_ます。		
	昭和	j	年	月	日			
	市町長村	殿		県稅	事務所長	氏	名回	

35 昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第 37 号 第十四号様式 Ш ء 票 炎 批 立 d_{II} 雪 常設分と臨時分とは別口感で取り 楚 経営施設を受けた шш ₩ 菸 . 又は借り 所在地 題 年月 茶 鐭 É. Ш 証票返納年 月日 校 拔 S 義 0 47 $\widehat{\mathbb{H}}$ 妣 凝 斯 攻口 挺 埘

 第一	十三号様式	
第	号	稅特別徵收義務者指定書
住用	所又は居所	
氏名	名又は名称	
施	種類	
設(場	所在地	
所)	商号及び 氏名又は 名 称	

昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第 37 号 34

上記の施設(場所)における特別徴收義務者として何某を登録しているが鳥取県税条例第 条第二項の規定により、同人の外 貴殿を特別徴收義務者として指定したから通知します。 なお、地方税法第 条及び鳥取県税条例第 条による登録を直 ちに申請して下さい。

昭和 年 月 日

県税事務所長 氏 名 回

*

1

37 昭和29年6月25日 金曜日 鳥取県公報(号外)第37号 第十五号様式 場種 路路河南 年月分 肥 商号所在地 の類 Ш 数 從業者数 熙年 田 逝 誤日 遊 飲食税額 4 輿 剣 食 施罗 稅 统 廃年 稅 併 妣 月分 III 桝 氏名叉は名称 住所又は居所 邸 田戸 마 数 従業者数 猕 法第百十四 条第二項該 当の年月日 ے 遊 興飲食稅額 돒 烟

第十五号様式 経難報 年利用物件 月分の数量 の種類 商号 糠 愆 從崇者数 稼働率 팷 収入金額 \$ 鉄 開見 施 焊伸 . 型 福田 田 性 田田 田 徽 稅 年利用物件 月分の数量 瑯 绺 琳 乾 住所又は居所 氏名又は名称 廃 (年 姙 Πþ 徵 従業者数 黎働率 收入金額 罕用 H ᄪᆁ

3	9 昭和	口29年6月	25日	金曜	日	鳥	取	県	公	報((号外)	第 3	7 号	74
3	9 昭和	No. No. No. 文		劵 別 劵 税込料金 登錄番号	第十八号蒙式 利用券及び利用券引換券使用狀況	鳥	取		· 公	報 (所長課長係長出婚月日 櫛	第 種類区分 相類区分 相類区分	第十七号様式	
			月日簡		(常設分)						数			

第十六号	· 号		
		第七十九条第四項の等級決定通知	書
-		W C I YOUR WITH X P G TO CARA	
	住 所		
経営者	,	*	
	氏 名	•	
	種 類		
	1里 大只		
施 設	名 称		
		•	
	所在地	·	
等	級		級
稅	Z Z	一台(卓、施設)につき月額	円
	. T	日(中)地放りにつき川根	
遺用	時 期	昭和 年 月 分より	
上記の	つとおり、	鳥取県税条例第七十九条第四項の規定	てよつ
て決定	定したので	通知します。	
l a	召和	年 月 日	
	цт н	т , и п	
		県稅事務所長 氏	名回

•

·

41	昭和29年6月25日	金曜日 鳥	取 県	公 報	(号角	卜) 第 37	'号
						所長	第二
						東	第二十号樣式
						架東	••
						土	
						毎	遊
			e.			.1-:	净
						号——	飲 1
							食税
						数	社 質
						日数	及
						冷	쀠
			÷			数 交付先氏名	用
	·					受領印	笊
		-				照	政
				.*		AID	艾
						微	谷
						施	
						烟	

	原展	第十九号様式			年月日	炎谷
	累以	蒸 以			劵别	-
	架				一 税込 金	利用劵
	主査	¾ ,		No.	聯	
	後、京でいる。]用祭月		No.	市	(利用劵引換劵
	利用祭 (利用祭 引換条) の種類	利用劵用紙及び利用劵引換劵用紙檢印押なつ簿		No.	車	_
	参参・編 ・ 格 ・ 格 ・ 格 ・ 格	び利り		夲	交付数 使用数 展	1136
	以金	刊劵引		校	使用数	辨
,	 	換劣		校	漫	
	使用予定月日 所在	:用紙	ATT KH	田田		
	引予定 所在地	檢印		ш	-	使 用
	闽校 田 数	神ない			所在地	4
	返約数	篇			名塔	価
	城月			No.	発 発 発 発	煮
	密ロー				中	胡椒地
	離営者等の住所氏 名				所	特別微收義務者
	等代の名				名。	
	受領印	*				返ぎ 趙

1:1

43	昭和29年6月25日	金曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)	第 37 号

		を	右				第一号模式
	昭	認	o O				
		B	場				R R
	和	る。	所				号
		Ü	は				
*			地			-ಸಿಗ್	
	年		方			認	
e,			稅				
			法			*	
	月		第				į
	ž.	,	百十				
			四四			定	
	日		条	er t.	商 経		1
			0	特別	営		1
				徵	場		
県			二第	義	号 所		
県稅事務所長				特別徵收義務者		書	
務	•						
所 長			項	氏住			
			Ø	名所			1
·			非			t	
氏			課				
			稅		•		
			Ø				
			場				
			所で				
			ð				
			る	¥			
			ح				
名			٤	•			
P							

				1 160	fir i	/hp
-				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	宣타 首地	第二十一号様式
				E X	im M	一号様
				H 	计 第	界
				平	検印:	
	, ,			日田	検印押なつ	概
<u> </u>				+		興飲
					# **	椞
		 ,	 		*	税領收
				78 11	##	收
				母母	承認	証用
					承認	用紙検印押なう
				弁	I ga	強用
				,,,	特	神
	 			脛	50 後	**
				珉	收義) 簿
				松	篵	
	 	 		田田	琳	
·			 	3	<u> </u>	
				9	ın İ	
				州	a .	

1.5

10

45 昭和29年6月25日 金曜日 鳥取県公報(号外)第37号

		利利	用等引	券 換 券	用	紙	返	納	書			
昭和	年		月	日	経営者等	住	所					
	県稅	事 務	所長	殿	者等	氏名	5又は 称 印			<u></u>		
		種	類						商	号		
施	設	期	間									
		所征	生地		,							
利用券引換券	(利 用)の種	月券 重類	利用(稅	用料金 込)	受	入数	使用数	数	旣納	返数	返糸	內数
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~												
											ľ	
								_				
												-
								•	-			
摘												
				,								
要												

昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第 37 号 44

第二十三号様	式 利 用 缀 利用劵 引换 缀	學 用 細	交付 目	申請書	
昭和 年 県稅		日 経営者等	住所又 は居所 氏名又は 名 称 印		•
施設	種 類 期 間 所在 地			商号	
利用券(利 用券引換 券)の種類	利用料金 (稅込)		中受払 日本月使用返款 数	— 元 ¾	所要数
摘					
		\$			
要					

1.4

								90784
口29年6月25日	金曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)	第 37 号 46

	第二十六号樣	式 							
	遊興	飲食税の	領收	証に	関する特	的承記	忍申請言	李	,
	昭和 年	月	日	特義別務	住 所	ì			
	果稅	事務所長	殿	徴者 收	氏名又は 名 称 印				
		種 類							
	経 営場所	商号							
	,	所在地							
	特例適用	期間						The second secon	
	県が作成する	5用紙						-	
	によることか	ごでき				•			
	ない事由(領	頁收証					•		
	の発行を省略	各する		٠				,	***************************************
	事由)						ř		
							2		
'									,i

昭和29年6月25	日 金曜	日 鳥	取 県	公 報	(是	外)	第 37	手 346
第二十五号様	式							
特	別利利用	用 劵 劵引換劵	発 行	承認	8 申	詩書	*	
昭和年	月	B	経営者等 氏名	所		ثيرين سندوس		
	事務所長	殿	音 等 名	る又は 称 印				
	種類					商号		
施設	期間							
	所在地							
利用券(利用 引換券)の種	月券 利 重類 (税	用料金 込)	番	号	枚	数	摘	要
		•	自					
			自					
	'	٠	至			:		
			自					
			至					
果が作成する	5						ì	
用紙によると	•							
とができない								
事由	1							
								1

Pull

•

...

展

31

49 昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号 登記書類等 の提出期限 併 二無 納 税 担保 分物 上記のと 駬 なお、登記書類等の提出期限内に書類の提出その他の手続をなさないる。 ·号様式 号 期(月 白 9, 田 昭和 Ġ)別 ш (納税担保を条件 濫 园田 約期限 田 児 當當 併 Ш 焰 照田 ш \mathcal{L} 囯 \mathbf{III} 啋 H 7 鐭 数 \widehat{Q} 兞 ш 26 地方税法第 照田 Ш 쐂 闽 Ш 攻 雹 延滞金 H 右提出場所 粒 田 自 Ш 縚 思問 延 加算金 条県税条例第 箈 肥 4 雪 手数知 知 田园 舶 渔 H 、税事務所 3 海 東 東 14 条の規定に 绺 Ш 田岡田 角 見定により後収を猶予す その猶予が無効となる 告金 兛 肥 そ の 他 必要事項 H 平 中 中 中 啋 删 ш 和金 徴収を猶予す 田园 加 重算 牃 喟 H 哲金 Æ るので念のため申し \succ 园田 籍処 94 94 H 慾費 頭膜子臍 位 ш 照田 癍 終え 葹 平 烟 Ш

鼠田

昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号 48 第二十七号様式 绺 金額 部 滞稅者 上記の滞納者に係る滞納金額を領収するため、その行したが上記の金額については、これを演作し得ないていれる時間 単文で当所に約の約付(納入)義務の転貨の根拠この通知は地方路集(第十一条の二、第十一条の三日までに納付(約入)がない場合は国税衡収法の規から会のため申し添える。 郷 併 ⑪ 生 K# 所 (又は居所) 名叉は名称 争 期(月)別 納期限 凩 税目又は 保物処分 の種別 昭和 ′位 绺 田費 ため、その所有に係る財産(貴会社の株式又は出資を1 徴牧し得ないので上記金額(又は上記金額の内に当所に総付(約入)せられたい。 挖 併 掫 盤 三、第十つ規定によ 延滞金 H 绺 大条の四)の規定にる滞納処分の例によ 県税事務所長 数 完型 温 (納入) 類 湖 類食 凩 超少申算 780 り発するものであって貴殿の財産につ 宇金 大中で 告金 深 重加算金 **里**公 W \$11 帯納処分を執行する กัก しき滞納処分を執 しいては貴殿にお 攻 海 谷 谷 田 約費 넖 腴

51 昭和29年6月25日 金曜日 爲取県公報(号外)第37号 第三十号樣式 その他必要事項 衡収猶予 微滯 番以 号 約税担保の 状 況 分約の状 紀 整理番号 した理由 分約予定約付(約入) 深 年月日 | 世紀|| 号昭和 予 定 額 定年月日 八)年月日 路回 \$ H 兞 曲 緻 Ш 類 昭和 延滯金 謟 予最終期日 鐭 併 平 学 数 定 Ш 昭和 Ħ 差押解除の決定 校 数 Ш 延 加算金 鞭 銜 \mathbb{H} 亩 少申告 油少申告 油 算 金 Ш 諡 電話番号番 4 鬱収猶予 を取り消 した理由 不申告 加算金 整 寀 重加算金 曲 滞納 処分費 窜 Ø 野回 田 保証能力 內付(納入)方法 二第三第四第五第六第七 | | 回 | 回 | 回 | 回 | 回 昭和 後 掋

艦

烟

併 4 Щ 取消

Ш

鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号 50 昭和29年6月25日 金曜日 <u>第二十九号様式</u> 第 号 猶予取消 の 理 由 そ の 他 必要事項 当初猶予した總額 内分納済額 併 **県税条例第** 짺 盟 d I 쌈 期(月)別 条の規定に 慾 ٦٠ 差引取消額 热 9 上記の 照 Н 徴は 兞 8t り徴収猶予を取消する。 搖財 校 Ш Щ 箔 怒 子所 證 延滯金 罗 淮 県税事務所長 齊 手**数**對 通 延 滞 加單金 金 釆 凩 ₩ 過少申告加算金 不申告 加算金 安 重加算金 0 1 滞納処分費

بالمجا

X .

1

13

~

fit

A.

第三十号様式 整理番号 鯆 妼 糖要欄には次のように記載して結末を明らかにすると 猶予期限内に完納したとき 完納しないため督促状を発付したとき 猶予を取り消したとき

取 # 翭 併 県事 짺 継 民税 洗 洗入) 蓝 园 鐭 兡 内 約促消 緍 쐺 **小** 4 兞 年年年 麩 7 た額 描 摇: 用用用 联条 癣 頭 шшш ᇼ \succ ′和 艦 烟

第三十号樣式		不動	產取	得 税		徴 收 猶 -	子整	理 簿					
号 基 駐 添	第	号	住所又は居所	1.居所									
徵収猶予年月日	昭和 年月	ш	氏名叉は名称	\$名称									
	所 在 地						•						
取得した土地の	唐					•							
うち住宅雄繁	地												
予 定 地	取得年月日	昭和	升	Я	ш	昭和	年	Я	П	昭和	角	E	ш
	価格	,			丑				H				H
上記の土地で	公する税額				<u>H</u>				丑	,			H
後 収 猶	予税額				丑				丑_				田
中	着工予定年月日	昭	作	併	J	ш	ш						
	完成予定年月日	昭	杏	角			Щ						
取消決定年月日	昭和 2	年	月	ш						,			
小 類 以 鄉													
遊烟													
													I

53 昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第 37 号

Agb,

14

^

13

.

 \mathbf{r}_{B}

i)×

55 昭和29年6月25日 金曜日 鳥取県公報(号外)第37号 昭和 年度
期 (月)
昭和 年度
期 (月)
昭和 年度
昭和 年度
期 (月)
昭和 年度
期 (月)
田和 年度
期 (月) 期 昭和 默稅地 第三十二号樣式 徧 (月) 包注意 扩 1 촳 度凯 쀤 Bills 器 税目义 油 算 この領收証書は五箇年保存して下さい。 金 No.の項に事務所の頭文字を附すること。 牯 総計金額は横書漢字とし 繈 は金 顩 妆 鳥取県何県税事務所 併 稅(金)額 914 県出納員(県出納員職氏名所属分任出納員) $\overline{}$ 淈 旦 74 末尾に出納員又は分任出納員の私印を押す 延 能 乾 * 頭 督手 数 校 信料 絝 渭 河市 算 能余 쾙 類 3 \mathcal{L} Bills 釆 ₩ 햞 四_ (F) 阳

昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第 37 号 54 ・ 備 考 督促の経過を記入のこと。 ·号様式 # 뺍 囯 Щ 翌年度に滞納線越した場合は上辺に赤色を塗ること。 昭和 督促狀番号 川 爲 艁 徭 K過 躛 延 П 少世 独 绺 簁 印 更更 角展 盐 \$ 中山 炟 拉 # 箍 绺 継 渾 拉 4. \$ 渾 数 対 mh ≥~• 男 以以 ト 躛 ト 働 並 魚 ト 期(月) 加算 金至經 離日 月月 月月 田田 主査 田存 經滯金目 HH 安田 指令期間 會會 次 路路 題 即 是 BB格 記 即 BB格 Ħ 年月 兡 Ĥ 課税地 Æ ′⁄ 肥 賦 麰 绺 曲 篩

鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号

	29年 0 月 20日	安曜日 局 収	県 公 報 (5	· 外 · 一 · · · · · · · · · · · · · · · ·	-
備				理域	第三十
米				出納員	第三十四号樣式
1. 使) 2. 引 3. 出				H	
使用枚数は第 引継現金は同書 出張前引受高の#			將	在 出張前 総番号	霞
号様式 書「現金領 の欄は出張			中 由 保 女	收 証前月受高	証書用
号様式復命書の [: 『現金領収金額』と 『棚は出張前記載する			自至数	曹用使用	紙及
現谷と発信			自 強 枚	发 数 数	び徴吸
会領收額人員数」 すること。 と。				引継現金	現金
と符合するこ				別継年月日	引機簿
°			-	緩	
				用	
				松	

57 昭和29年6月25日 金曜日

昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第 37 号 56 出張先 稅 麪 严 第三十三号様式 龍 MI. 況 炭 Ш 既 သ 2. (4) 税目は節にとどめること。 概况は滯納処分執行停止見込額、滯納処分執行猶予見込額及び嘱託を要する見込額の狀况の他未着手滯納額の理由、処分執行状况等を記載すること。 歲入歲出外現金があるときは別記すること。 (#) 窟 綷 汝 进 枚 緻 出納員 三 自至 被 쉥 品品 和和 伞 土 縚 年年 未帶 莊 を発える。 繈 月月 枚 金 烟 倕 漏 шш 手数 復命者 严 繏 馬 \mathbf{II} X 噩 頯 現金領收滯納整理 票枚数間上 金額 滯納処分執行(見 込 * 枚 쐺 上額 金 地區 13 1分執行猶予 这 額 **額** 人員 120 4 校田 **(B)**

59	昭和29年6	月25日 金	麗日 鳥	取 県	公	報 (号外)	第 37 号
						所	JA:
						知	第三十六号樣式
						約	
							1 1 44
						#	現金
		-					
						角	芍
				器 若	i	5 1 ※	6.
				1		服 員 平	ん。議
				H	I	より 月日	資
				五	1	果 兹 这	
				年		金庫込年月	
				п		= >	
						龄	
	臣	E	臣	田		产	
			1			権	
						烟	

											年废				1164
							77.48			}	期(月)別	-			おし、中心教人
		-									稅		河		
				-	 <u> </u> 			<u> </u> 			皿 ——— 米	-	締金		
	THE PARTICLE AND P	-									、 税 額		K K C		
									H	始期	延 滯 金 延滯加算金		沿着		
									月日	終期	金計		加算(
									В В	日 数	軍の		金計算		The second secon
٠,											后 着 余		뺒		
										加算金	延滯	職		昭和	
										氏	納稅者特別 衡权義務法	共		年月	
											世 基 込 所 世 場 場 場	名		#	
			İ			†		-	-		落風	(B)			

00798 鳥 取 県 公 報 (号外) 第 37 号 60

61 昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号 第三十八号様式 額 滯 金 納 表差 債 僨 度 務 権 籄 期(月)別 所 氏 権 納一点の期限 者 者 債 氏名又は名称 住所又は居所 氏名又は名称 住所又は居所 税 權 目 名 税 額 差 殿 延滞金 押 手督 数 料促 通 加延 算 金滞 知 県税事務所長 書 加過 算少申 金告 年 加不 算申 金告 氏 月 重加算金 日までに本職に支払願います。 処滞 分 費納 指督 定期限 名 印 摘 要

一	備考			ı		昭和金額を選		額	金	納	年度	表差押財		帶納		第三十七を模式
がたときは、 名名 名 を 差	受領の旨を大滞納者又は、					年 年まれる						産				P
たとき 名 名 を	本書の末尾に			4	年,	居 和	7 -				税目		氏名又は名	住所又は日	差	
た とき 名 名 名 を 差 は、	記載させ署名				4	阿 処 -					額延滞		名称 —	唐 —	押	
た とき 名 名 名 を 差 は、	行め、日本の保管とは、日本のはのは、日本の保管とは、日本の体には、日本の保管とは、日本の保管とは、日本の保管とは、日本の保管とは、日本の保管とは、日本の保管とは、日本の保管とは、日本の保管とは、日本の保管とは、日本の保管とは、日本の保管とは、日本の保管とは、日本の保管とはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはの	郡	3			て こ の	.				手督 数 料促				調	
た とき 名 名 名 を 差 は、	して保管証をさせるとも	立 町	職	稅事	1	を作る。人(又は本					算 金牌				書	The State of the S
た とき 名 名 名 を 差 は、	文は受領証に とり とり とり は 立会人	_				へ不在につき					金告加不					
た とき 名 名 名 を 差 し は、	代えること							-			重加算					
	ができる。	地	l .			の上前記の					処滞 分 費納					
保 ® ® ガ 管 ス 、						財産を差し	-				定促					

右 並びに入札心得書熟覽の上入札書を差し出されたい 県税滯納につき差し押えた物件を左記のとおり入札 第四十号樣式 、入札(競売)の日時場所 、保証金の割合 、保証金の割合 、代金納付の期限 、公売財産の名称及び数量 、公売財産の名称及び数量 公 吿 す る 公 記 月 売 H 公 (競売) 告 0 県 方法をもつて公売するから買受希望の者は現品(実地) 稅 事 務 所

昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第37号 62 納滯 額 金 表差 右滯納 住 度 所 期(月)別納期限 産 氏 示の 何 税 11 目 税 權 額 名 差 延滞 殿 金 押 手督 数 料促 通 知 加延 書 金滯 県税事務所長 加過 算中告 金告 氏 重加算金 処滞 分 費納 名 A 摘 要

1

.

€;€

ľ

1

f

第四十二号樣式 注 意 県 稅 滯 \emptyset Ŧī. 封 納 千 印 円 処 以 を 分 損 下 12 カン Ø ょ 罰 Vi る 金 差 た K Ł 押 処 せ き 物 は 6 件 n 封 る 年 用紙寸法 以 稅 下 Ø 事 懲 横 縦 役 務 ||センチメー・ 叉 行吏員の印滯納処分執 所 h h

第四十一号様式 右 種 住 昭和 Ø 收 計 ح 所 お Ħ 年 Ŋ 計 名 で 殿 す 金 月 算 日 入 額 県税事務所長 書 種 計 支 氏 目 金 名 出 即 額

昭和29年6月25日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第 37 号 64

鳥取県公報(号外)第37号 67 昭和29年6月25日 金曜日

(3)	上記の滞納金額につき昭和に完納せられたい。 昭和 年	6	落	区分 年 度 期(者 氏名又は名称	帯 住所又は居所	第号
消 沙 沙 沙				月)別 約期限		部	74
納 処 分 の 執 行 停 止 取 消 通 知 書 停 止 中 の 一	臣						一
の 執 行 停 止 取 消 通 知 書 「	щ			1 1			納処分
停止 取消通知書 正 中 の	みの 糖 終 冱						の執行
消 通 知 書 中 の	分の勢行を			_			停止取
日書 日書 日書 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	原用して以来			海 過少 算金 加 3			消通务
日 正加算金 滞 熱	ንታታ ች			中 古 古			書
語の分数を	日これを取り						
	着 し た の 「 国						

鳥 取 県 🎖 報 (号外) 第 37 号 66

																Γ
	名 回			<i>H</i>	東	県税事務所 長			Щ	Я	ļ	金 6	和 和	昭	I C	
曹士	上記の帯納金額につき国税徴収法第十二条の規定を適用し滞納処分の執行を停止する。 上記の取扱は処分の執行停止により納税の資力の回復に猶予期間を与えたものであるから、資力の回 復に努め一日も早く自主 めに納税益 独 を守遂みらわさい。	で変に多	資力の回	50.5°	停止するのであ	の執行を 写えたも	が記分の現場を	素を与いま	規定を適 力の回復	十二条の: 納税の資	双法第 こより	囲窓飯(行亭上)	関して選集の分に対する。	上記の滞納金額につき国税徴収法第十二条の規定を適用し滞納処分の執行を停止する。 上記の取扱は処分の執行停止により納税の資力の回復に猶予期間を与えたものであるよめに納税差路を完後すられたい。		
															盤	
															Ħ	
·															>	
															咨	
摘要	第金 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次	重加算金	不申告 加算金	過少申告 不申告 加 算 金 加 第 金	河 滞 河 角		一	延帶金	焼 額	ш	挖	約期股	期(月)期	科网	XX	
		34	•	4	F	- 11		争			2			ł		
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								IK	差押財産の表示	差推	
	-									-	and the same of th		名 	氏名又は名称	3 地	
							÷						居所	住所又は居所	籍役	
				知書	温	停止	作	の執	処分の	滯納			布		篝	
													_	第四十三号様式	四十三	STIR.

0.8

18

*

4

(号外) 鳥取県公報 金曜日

69 昭和29年6月25日 第四十六号様式 区分 財産 帶納者 滞納金額 上記の金額につき国税徴収法第十二条の二の規定を適用して 皇昭和 年 月 日間帯約処分の勢行を猶予する。 上記の取扱は上記期間公売(差押)を猶予することによつて納税資力の回復に猶予期間を与えたものであるから資力の回復に努 め一日も早く自主的に納税義務を完遂せられたい。 昭 和 年 月 日 灩 併 氏名又は名称 住所又は居所 举 斑 9 期(月)別 摡 中 川 納期限 兛 能 统 Ш 俎 兛 B 繈 延滞金 9 執 艦 行 齊 手**数**粒 얦 県税事務所長 4 延 加算金 通 | 過少申告 | 不申告 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 第 金 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 | 加 和 全 开 뺒 重加算金 94 存 滞 処分費 平 摭 凞

復及び所在金珠況	一个明显。 不明显。 年	帶納処分			田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	推	停止の選	停止年月	号	
	Я н	超			期税目-		H	Щ		機機
					税額			昭和		
	뱬					ন্ট্ৰ		年	番	電話番号
					齊 中数 定	귀		•	-	住
					延 滞 加算金	処		Я		
	44				過少申告加算金	Э		ш		所 又 は
					光 時 時 角 東 度		停止の	停止取		弹
	調査者印				重加算金	HULK	停止の取消理由	停止取消年月日		押
我 诏	弘 盟	-			田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	1			-	
時 効 完 1	納税義務消滅年月月日				以入年月以入 額 日 額	41	And the second s	昭和		开
成昭和	昭和	-		 -	日十	1 0		併		名义
角	Æ.				数一日の	也在	-	Я		は名
用	д	-		-	強人	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と		115		奖